

【資料 5】

(案)

令和7年度秋田県保育士等キャリアアップ研修事業
業務委託契約書

秋田県知事 鈴木健太（以下「甲」という。）と、〇〇〇〇〇 代表〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、令和7年度秋田県保育士等キャリアアップ研修事業業務について、次のとおり委託契約を締結する。

(委託)

第1条 甲は、就学前教育・保育施設におけるリーダー的な職員の育成を図ることを目的とし、令和7年度秋田県保育士等キャリアアップ研修事業業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

(委託期間)

第2条 この契約による委託期間は、令和 年 月 日から令和8年3月13日までとする。

(委託料)

第3条 委託料は、〇〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税額〇〇〇〇〇円）とする。

(契約保証金)

第4条 （契約金額の100分の10以上の額を納付、又は免除）

(委託業務の処理方法)

第5条 乙は、この契約書に基づくほか、別紙業務仕様書及び甲が必要に応じて指示する事項を遵守のうえ、委託業務を実施する。

2 前項の業務仕様書に定めのない事項については、甲乙協議して処理するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第6条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(再委託)

第7条 乙は、本件委託業務の全部を第三者に再委託してはならない。

2 乙は、本件委託業務の一部を第三者に再委託することができる。この場合、当該第三者の行為は、乙自らの行為とみなし、これに対して乙は、本契約上の全責任を負う。

3 乙は、前項に基づき再委託する場合、事前に再委託の内容を甲に届け出た上で、甲の承認を得なければならない。

4 乙が本件委託業務の全部又は一部を第三者と共同で行う場合であっても、本契約との関係においては、第2項所定の再委託とみなす。

(委託業務の調査等)

第8条 甲は、乙の委託業務の処理状況について、随時に調査し、若しくは報告を求め、又は委託業務の処理に関して乙に必要な指示を与えることができるものとする。

2 乙は、委託業務の処理に係る関係書類を常に整備し、前項における甲からの調査若しくは報告の求めに速やかに対応しなければならない。

(委託業務内容の変更等)

第9条 甲は、必要がある場合には、委託業務内容の一部を変更し、又はその全部若しくは一部を中止することができる。この場合において、甲は、乙に対し書面により通知するものとし、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議して定める。

(著作権等の取扱い)

第10条 乙は、委託業務の処理に伴い著作権その他の権利が生じたときは、甲に移転しなければならない。

(実績報告等)

第11条 乙は、委託業務が完了したときは、遅滞なく、甲に対して、業務委託完了届、実績報告書を提出しなければならない。

(検査及び引き渡し)

第12条 甲は、前条の業務委託完了届を受理したときは、その日から10日以内又は契約した会計年度の3月31日のいずれか早い日までに報告内容について検査を行わなければならない。

2 前項の検査の結果不合格となり、補正を命ぜられたときは、乙は、遅滞なく当該補正を行い、甲に業務委託補正完了届を提出して再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期日については前項を準用する。

(履行の遅延)

第13条 乙の責に帰すべき事由により履行期限までに委託業務を完了することができない場合において、履行期限後に完了する見込みがあると認めたときは、甲は、遅延利息を附して履行期限を延長することができる。

2 前項の遅延利息は、遅延日数に応じて年2.5%で計算した額とする。

(委託料の支払い)

第14条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲に対して、委託料の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の支払いの請求があったときは、その日から起算して30日以内に委託料を支払わなければならない。

3 前項の支払が遅延した場合においては、乙は、遅延日数に応じて年2.5%の割合で計算した額の支

払いを甲に請求することができる。

(委託料の返還)

第15条 乙は、委託業務により発生した収入があるときは、これを甲に返還しなければならない。

2 前項の返還方法等については、甲乙協議して定めるものとする。

(契約の解除)

第16条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除し委託料を支払わない、又は支払った委託料の一部若しくは全部を返還させることができる。

一 乙の責めに帰すべき理由により委託期間に業務を完了することができないと認めたとき。

二 乙の責めに帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。

三 第3項に規定する理由によらないで、契約解除の申し出をしたとき。

四 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいう。以下この条において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

五 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

六 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

七 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

八 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 甲は、前項各号に定める場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、甲は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、乙に通知しなければならない。

3 乙は、甲の責めに帰すべき理由によりこの契約を履行することができないと認められるときは、この契約を解除することができる。

4 第1項又は第2項の規定により契約を解除した場合において、甲は、必要があるときは、委託業務の既済部分の引き渡しを乙に請求できるものとする。この場合において、甲は、その既済部分に相応する委託金額を乙に支払うものとし、その支払額は、甲乙協議して定める。

(損害賠償)

第17条 乙は、前条第1項の規定により、契約が解除されたときは、委託料の10分の1に相当する額の賠償金を甲の指定する期限まで支払わなければならない。

2 前条第2項又は第3項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害があるときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。

3 乙は、その責めに帰すべき理由により委託業務の処理に関し甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

4 前2項の規定により賠償すべき損害額は、甲乙協議して定めるものとする。

5 乙は、委託業務の処理に関し、第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その賠償の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲の負担とする。

(秘密の保持等)

第 18 条 乙は、委託業務の処理に関し知り得た秘密を自ら利用し、又は外部へ漏洩し、若しくは他の目的に利用してはならない。

(関係書類の整備)

第 19 条 乙は、この委託業務に係る関係書類（経理を明らかにしたものを含む。）を整備し、委託業務の終了する日の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。

(契約の費用)

第 20 条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(個人情報の取扱い)

第 21 条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについて、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(信義則)

第 22 条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第 23 条 この契約や仕様書に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

本契約の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 7 年 月 日

甲 秋田県秋田市山王四丁目 1 番 1 号
秋田県知事 鈴木 健 太

乙 ○○市○○町○丁目○ー○
○○○○○
○○○○○ ○○○○○